

## 令和7年度納付金算定に用いた係数について

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）に基づき知事が定める係数について、令和7年度納付金の算定に用いた数値を以下のとおり公表します。

（県条例：国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例）

	区分	一般納付金	後期高齢者 支援金等納付金	介護納付金 納付金
医療費指数 反映係数	数値	1		
	政令	第9条第3項		
	条例	第2条第1項		
所得係数	数値	0.9720777787768	0.9688231575699	0.9827864775822
	政令	第9条第5項	第10条第3項	第11条第3項
	条例	第2条第4項	第3条第1項	第4条第1項
基礎額 調整係数	数値	1.0515311120924	0.9999999967878	0.9999999907190
	政令	第9条第8項	第10条第6項	第11条第6項
	条例			
被保険者 均等割指数	数値	0.603	0.634	0.591
	政令	第9条第9項	第10条第7項	第11条第7項
	条例	第2条第7項	第3条第4項	第4条第4項